

2012年
2月定例議会
一般質問No.1

豊島の 汚染土壌

持ち込むな！広がる市民の声



こんにちは

岸本のり子です

発行

日本共産党

大津湖西地区委員会

連絡先 日本共産党大津市会議員

岸本のり子

大津市和邇春日2丁目

ケイタイ 080031163877

2012. 3/ 11

No. 115

日本共産党

2009年7月 中核市となった「大津市」は山崎砂利に「汚染土壌処理施設」の許可を与えました。

今、中核市「大津市」に求められるのは、許可権者として、市民の安全と安心、近畿1400万人のいのちの水を守る毅然とした対応です。

岸本市議は、昨年の11月議会で、かつて大量の産業廃棄物が不法投棄された香川県豊島の産廃直下の汚染土壌7万トンが、伊香立途中の山崎砂利商店で処理されることを明らかにしました。

以来、市民のみなさんとともに

「受け入れ側の住民が納得できない中で、処理を行うべきでない」

「市として事業の白紙撤回を求めよ」と

住民のみなさんとともに、持ち込みを許さない、世論と運動を展開してきました。

今議会でも、岸本市議は、市として香川県に対し、事業の中止を求めると迫りました。

新市長は、「現時点での汚染土壌持ち込み中止を申し入れる」と答弁。

今、大津市がすることは、中核市としての権限を最大限活用し、住民の不安を解消する(り)とひます

岸本市議は、2009年6月定例議会において、大津市が山崎砂利に対し、汚染土壌処理施設の許可をおろすことについて、「このことは、法に基いた汚染土壌だとして全国各地から持ち込まれることになる」と指摘し、その上で、和邇川流域を含めた農業者など周辺住民への事前説明をおこなうことなど強く求めていました。

市は「法的に事前に説明す

る必要がない」として、多

くの住民が知らないまま

許可がおろされたのです。

(裏面を参照してください)



汚染土壌処理施設に関して

市独自の法整備を

岸本市議は、今日まで、和邇川流域を汚し、住民に不安を与え続けている山崎砂利を、このまま施設として許可を与えておくこと自体、問題があるとして関係部長や新市長を糾しました。

環境部長は、「関係法令により適切に設置されている」と答弁し、新市長は「びわ湖の上流に汚染土壌処理施設があることについて不安に思われることは充分承知している」とのみ答弁。

札幌市や秋田市では、汚染土壌浄化施設に対し、指導要綱や指針を策定し、立地に関する配慮基準や、生活環境影響調査や関係地域住民への説明を実施する事前協議制度を規定しています。大津市も独自の条例や指導要綱、指針を策定することを求めました。

県・市と連携で

びわ湖や環境守る施策を！

和邇川流域では山崎砂利をはじめ、違法な農地のかさ上げ、産業廃棄物の安定型処分場や中間処理施設があり、また和邇川での広大な不法投棄が残されたままになっています。

土砂条例が制定された今日もなお、残土処分場からは、雨のたびに大量の土砂が流れ出しています。経済発展の裏側で、過疎地にこのような多くの汚染源となりうる施設が集中。

岸本市議は、和邇川において流域委員会を設置するよう滋賀県に申し入れることを求めました。

大津市が許可

中核市「大津市」に求められるもの

大津市が中核市になって、県から移譲された権限により7月24日に許可を与えた伊香立途中の「汚染土壌処理施設」。

岸本市議は前議会で、周辺住民の合意と納得を最大限考慮することを求めてきました。

周辺のみなさんは納得されたといえるのでしょうか。

市も業者も下流である和邇川流域の住民には事前の説明をしていませんでした。

汚染土壌処理施設の業者と和邇北浜産業廃棄物処理場の業者は同じ！

和邇北浜の産廃処理場は今年の10月に更新をすることになっています。

周辺のみなさんは、過去にウブ川で硫化水素の発生事故を起こしたり、まして途中の業者と同一である以上、覆土として持ち込まれる土に汚染土壌が混ぜられていないかと心配されています。

途中にしても、北浜にしても、子どもたちの遊ぶ川、びわ湖の水、農業用水などに被害が起これば遅いのです。

岸本市議は、いずれの施設についても、大津市は市民のみなさんの安全と安心を最優先に慎重に対応することを求めました。

業者の広報誌によれば、「新たな柱として急成長しているのが汚染土壌の浄化事業。数社のゼネコン各社とタイアップにより、近畿地区を中心に様々な土壌が持ち込まれる……土壌の素性は千差万別……」「自社の利益率も高められるような、なるべく難易度が高い、付加価値の高いものの処理に軸足を……」などと掲載。

全国で12ヶ所目の

汚染土壌処理施設

産廃特措法期限延長！ 急いで持ち込むことはない！！

香川県や青森県などで、1998年以前に不法投棄された産業廃棄物の処理を国が支援する産業廃棄物特例措置法が2003年から10年間の期限つきで成立しました。

今回の持ち込みは、期限切れになることから香川県が安価で早く処理できる「水洗浄処理方式」に変更、結局山崎砂利が落札。

しかし、政府は2012年2月14日、産廃特措法の期限を10年間延長することを閣議決定。

日本共産党香川県議団は、大津市民の不安や、反対は当然のこととして、本来の県内処理に戻すべきと県議会で主張し頑張っています。



香川県民のみなさんも 長年にわたり産廃の不法投棄と たたかっただけです

被害者はいつも弱い住民！

豊島で不法投棄された、産廃直下の7万トンの汚染土壌の処理。私たちはなぜ、遠く離れた伊香立で処理するのかと反対しています。

しかし、豊島の有害産業廃棄物は、もともと大阪をはじめとした近畿一円の事業所の産廃が違法な処理業者に渡り、豊かな漁場であった豊島に持ち込んだのです。

1970年代、不法投棄を予知し、1970人の島民は香川県に許可をおろさないことを懇願しましたが、香川県は法に基づいて処理されると動きませんでした。

そして、50万トンにもおよぶ有害産業廃棄物が隣の兵庫県により発覚したのです。

「法に基づく法の基準」、この行政（国）の言い逃れの一番の被害者はいつも弱い住民です。

これからも、みなさんと力あわせていのち、暮らし大切にされる市政めざして頑張ります。

大津市会議員

岸本のり子

3月11日・東日本大震災・原発事故から一年。いまなお、厳寒に耐え、過ごしておられる被災者のみなさんに心が痛みます。日本共産党は支援カンパや救援活動に取り組んでいます。ご協力をよろしくお願いいたします。